

抗議声明

2013年3月14日、東京地方裁判所民事第38部は、成年被後見人は選挙権を有しないと規定する公職選挙法11条1項1号を違憲とし、成年後見を利用するまで選挙権を行使していた原告が次回の衆議院議員選挙及び参議院議員選挙において投票をすることができる地位にあることを確認しました。

これに対し、被告である国は、控訴期限直前の同月27日、東京高等裁判所に対し控訴を行いました。

本件判決は、選挙権の重要性を述べ、在外邦人の選挙権に関する2005年最高裁大法院判決と同様、やむを得ない事由がなければ選挙権を制限することは許されないとした上で、成年後見制度を借用して選挙権を剥奪することはその理念や国際的潮流に反することなどを指摘した上で、同規定を違憲としたものであり、極めて妥当な判決と評価できます。当該判決については、最高裁でも覆ることのない判決と評価されているところです。

本件判決後、各種専門家団体、当事者団体及び成年後見に関する学会等が声明などを発表し、また、報道等で周知されたこの問題に多くの国民が電話・メール・電報・署名等の方法で法務省や総務省に声を届けるなどして、控訴をせずに早期に法改正を行うよう要望しています。

また、公明党の議員は国会が本件問題を放置したことに対する責任を踏まえ、党の方針として控訴断念を政府に求め、民主党・共産党の議員も国会質問において早期法改正と控訴断念を呼びかけるなど、与野党議員が本件問題を控訴せず早期に改正させることを目指していました。

しかしながら、そのような国民の声を無視し、また、国会の責任についても放置したまま、今回控訴に至ったことについて、強く抗議します。

政府は、控訴の理由として、立法に関する技術的検討に時間を要するとしていますが、政府には、憲法違反の法律を執行する義務はありません（憲法73条1号の対象とならない）。政府は、法改正を待たず、成年被後見人を選挙人名簿に登録し、選挙人として選挙事務を行うことはできるのです。もともと成年者には選挙権があるのですから、当該取扱いは当然の対応です。

このまま控訴審で審理を継続することは、今後続く地方選挙及び参議院選挙において、違憲のまま選挙を実施することに他なりません。

原告をはじめとした成年被後見人に主権者としての地位を回復させることは、人道上求められるものです。一日も早く控訴を取り下げ、公職選挙法11条1項1号を削除する法改正を行い、憲法に適合する選挙を実施するよう、改めて申し入れます。

2013年3月28日
後見選挙権訴訟弁護団

今後に向けての弁護団声明

国は、成年被後見人は選挙権を有しないと規定する公職選挙法11条1項1号を違憲とした東京地裁の判決に対し、控訴期限直前の3月27日控訴しました。これにより、裁判長が原告に向かって「どうぞ選挙権を行使して社会に参加して下さい。堂々と胸を張っていい人生を生きて下さい。」と声をかけ、多くの人に感動を与えた一審判決の確定は、妨げられました。

判決直後から、国が控訴した昨日まで、「国民の基本的人権を重視した判決」「障害者の政治的権利を認知する重要な一步」「国際的な潮流を踏まえた判決」「違憲判決は当然」など、この判決を評価する国内外のコメントが並ぶ中、「被後見人の選挙権剥奪は相当」という評価は皆無でした。このような中で、国は「公選法の改正に時間がかかり、その間、全国各地の選挙で混乱が起こるおそれがある」などと理由をあげ控訴しました。

しかし、2000年の成年後見制度への制度移行の際に、法務省から公選法の規定の見直しを求められたにもかかわらず旧自治省（現総務省）がこれを拒否したという経緯もあり、10年余にわたり政府が適切な立法を怠ったことが混乱の原因なのです。その負担を原告に負わせることは、法理論にも人道にも反するものといわざるを得ません。

国が、このような理にかなわない控訴を、多くの国民の気持ちにも反して行う以上、今後の法改正は判決確定以上の成果を上げなければなりません。

翻って、現実的な法改正を考えると、この作業は公選法11条1項1号を削除すること以外は考えられません。許されません。それはまず、この規定の存在が原告の人権をまさに侵害しているからです。次に、具体的に選挙能力を検討しその判断方法を確定することなど不可能もしくは著しく困難であって、選挙混乱回避のために暫定的に原告に犠牲を強いるには期限が切れないからです。控訴に当たり、新藤総務相も「共感できる」と述べているのですから、国は、即時に公選法11条1項1号を削除して下さい。

原告、弁護団そして国民は、公職選挙法11条1項1号を今国会会期末の平成25年6月26日までに削除するよう立法府に義務を課します。そして、それまでに削除しない場合には、同法を違憲「無効」と宣言します。

このことについてはメディアを通し、国民の皆さんに伝えます。どうぞご賛同下さい。

国は、今後、直ちに公選法改正の手続きに入ることと思いますが、原告、弁護団は、その改正作業の進捗状況について、人権侵害を受けている被害者として、また主権者としてその経過を監視していく所存です。

2013年3月28日

後見選挙権訴訟弁護団

抗議声明

東京地方裁判所は3月14日、「成年被後見人は選挙権を有しない」とする公職選挙法11条1項1号の規定は「憲法違反で、無効」との判決を言い渡しました。私ども「全日本手をつなぐ育成会」は、同判決は国の主権者としての権利を回復し、人間の尊厳性を守った歴史的な判決だとして高く評価し、国に対し控訴断念と一日も早い公職選挙法の見直しを求めてきました。また、原告、弁護士、障害者関係団体をはじめ多くの国民も同判決を評価し、控訴断念と公選法の早期改正を訴えてきました。さらには、衆参両院でも「違憲状態を放置してきたのは立法府の責任だ」として、控訴断念と早期法改正を訴える声が高まり、公明党は26日、政府に対して控訴断念を正式に申し入れました。

それにもかかわらず、政府は今般、公職選挙法の改正には時間を要するなどといった理由から控訴を決定し、国民の、そして私どもの要求を退けました。余りにも判決の意義と国民の声を無視するものであり、到底許すことはできません。嚴重に抗議し、改めて控訴の取り下げと一日も早い公選法の見直しを求めます。

2011年2月、茨城県に住むダウン症の女性が、「成年被後見人になった途端に選挙権が奪われた」として、その回復を求めて提訴したのが、今回の訴訟のきっかけでありました。以来、全日本育成会も原告や弁護士と力を合わせて闘ってきましたが、その原動力になったのは、この女性の選挙権を回復するとともに、どんなに障害があっても国の主権者としての地位と権利を獲得し、人間の尊厳を確保するという強い思いでありました。さらには、選挙権を失うがゆえに活用をためらう人もいる成年後見制度を活性化させ、国連障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備に拍車をかけたいとの思いからでありました。

同様の裁判は、さいたま、京都、札幌でも行なわれています。政府の控訴によって高級審での裁判が長引けばこれらの裁判に影響を及ぼすだけでなく、次の参議院選挙や地方議員選挙等で選挙権の回復を願っている多くの被後見人にもさらなる苦痛を与えることは必至であります。

こうした事情を斟酌し、政府は控訴を取り下げるとともに、一日も早い公選法の改正を行なうよう改めて要請します。

平成25年3月27日
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
理事長 北原 守

(本件の連絡先)

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 担当：宮武、室津
東京都港区芝公園 1-1-11 興和芝公園ビル 2F
TEL:03-3431-1488 (直通) FAX:03-3578-6935
murotsu@ikuseikai-japan.jp